発行定日　毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告　示〉

○土地改良区の役員の退任届（耕地課）　一
○土地改良事業の工事完了届（耕地課）　一
○右　同　二
○右　同　二
○右　同　二
○右　同　三
○右　同　三
○右　同　三
○右　同　三
○平成十六年五月奈良県告示第百十二号（歳入の徴収事務の委託）の廃止（出納課）　三

〈公　告〉

○奈良県個人情報保護条例による個人情報の開示等の実施状況の公表（総務課）　四
○奈良県情報公開条例の運用状況の公表（総務課）　五
○開発行為に関する工事の完了（建築課）　六
○右　同　六
○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（商工課）　七
○特定調達契約に係る落札者等の公示（医大・病院課）　九

〈選挙管理委員会告示〉

○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等　九
○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動　一〇
○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等　一二
○政治資金規正法に基づく資金管理団体の届出事項の異動　一二
○個人演説会等を開催できる公営施設の指定　一二

〈内水面漁場管理委員会公告〉

○第五種共同漁業権に係る漁業権者別増殖目標数　一三

〈正　誤〉

○平成十七年五月十三日付け奈良県公報第千六百六十八号正誤表（選挙管理委員会）　一七

告　示

奈良県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、大和平野土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

退任役員の役名、氏名及び住所

理事　池口　金成　奈良市古市町二二三六―六

奈良県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり葛城市営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
葛城市長	水と農地活用促進事業（ため池整備）	平成十六年十二月一日	當麻墓池地区	平成十六年度	平成十七年三月十八日
葛城市長 吉川　義彦	水と農地活用促進事業（ため池・防災）	平成十六年十月二十日	ダイゴン池地区	平成十六年度	平成十七年三月十八日
葛城市長	水と農地活用	平成十六年十二	竹内地	平成十六年度	平成十七年

吉川　義彦	促進事業（農道整備）	月一日	区		三月十八日
葛城市長 吉川　義彦	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成十五年二月十三日	南藤井地区	平成十四年度から平成十六年度まで	平成十七年三月三十一日

奈良県告示第百十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり田原本町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
田原本町長 森　晃一	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成十四年八月七日	西代地区	平成十四年度から平成十六年度まで	平成十七年三月三十一日
田原本町長 森　晃一	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成十五年十月三十日	八田地区	平成十五年度から平成十六年度まで	平成十七年三月三十一日
田原本町長 森　晃一	水と農地活用促進事業（頭首工）	平成十六年九月二十二日	阿部田2地区	平成十六年度	平成十七年三月三十一日

奈良県告示第百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり室生村営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
室生村長 奥本　舜	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成十六年十二月十日	滝之尾地区	平成十六年度	平成十七年三月三十一日

奈良県告示第百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり広陵町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
広陵町長 平岡　仁	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成十七年一月二十日	斉音寺地区	平成十六年度から平成十七年度まで	平成十七年四月二十五日
広陵町長 平岡　仁	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成十七年一月二十日	南郷2地区	平成十六年度から平成十七年度まで	平成十七年四月二十五日
広陵町長 平岡　仁	水と農地活用促進事業（頭	平成十七年三月二日	中地区	平成十六年度から平成十七	平成十七年四月二十五

				首工）
				年度まで
				日

奈良県告示第百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり河合町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
河合町長　岡井　康徳	水と農地活用促進事業（農道）	平成十六年十一月十日	柿ノ上地区	平成十六年度	平成十七年二月十日

奈良県告示第百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり吉野町営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
吉野町長　福井　良盟	水と農地活用促進事業（用排水路）	平成十六年十二月二十七日	色生地区	平成十六年度	平成十七年三月二十五日
吉野町長　福井　良盟	水と農地活用促進事業（用	平成十六年十二月二十七日	柳地区	平成十六年度	平成十七年三月二十九

				排水路）
				日

奈良県告示第百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり十津川村営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

届出者	事業名	事業同意年月日	地区名	事業年度	完了年月日
十津川村長　更谷　慈禧	水と農地活用促進事業（農道整備）	平成十六年十二月十五日	小原地区	平成十六年度	平成十七年三月二十八日

奈良県告示第百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり大和平野土地改良区営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

届出者	事業名	事業認可年月日	地区名	事業年度	完了年月日
大和平野土地改良区　西川　美保	水と農地活用促進事業	平成十六年九月一日	上牧地区	平成十六年度	平成十七年三月三十日

奈良県告示第百二十二号

平成十六年五月奈良県告示第百十二号（歳入の徴収事務の委託）は、廃止する。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

公　告

奈良県個人情報保護条例（平成十一年三月奈良県条例第三十二号）第六十一条の規定により、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間の各実施機関におけるこの条例による個人情報の開示等の実施状況を次のとおり公表します。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

1　個人情報開示請求の件数及び処理の状況　（単位　件）

実施機関	書面による開示請求						口頭による開示請求件数
	開示請求件数	処理の状況				取下げ等	
		開示	部分開示	不開示	処理中		
知事	58	53	4	1	0	0	650
教育委員会	31	13	18	0	0	0	4,913
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	
人事委員会	8	7	0	0	0	1	96
監査委員	0	0	0	0	0	0	
労働委員会	0	0	0	0	0	0	
収用委員会	0	0	0	0	0	0	
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	
合計	97	73	22	1	0	1	5,659

2　個人情報訂正請求の件数及び処理の状況
該当なし

3　異議申立ての件数及び処理の状況
該当なし

奈良県情報公開条例（平成十三年三月奈良県条例第二十八号）第二十五条の規定により、平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

1　行政文書開示請求の件数及び処理の状況　（単位　件）

実施機関	開示請求件数	処理の状況					取下げ
		開示	一部開示	不開示	不開示（不存在）	処理中	
知事	242	86	138	1	12	3	2
議会	10	4	5	0	1	0	0
教育委員会	23	6	17	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	2	1	1	0	0	0	0
公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察本部長	402	10	163	80	148	0	1
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
合計	679	107	324	81	161	3	3

2　不服申立ての件数及び処理の状況　（単位　件）

不服申立て件数	処理の状況					取下げ	審査中
	却下	棄却	一部認容	認容	計		
49	0	11	3	0	14	0	51

注　処理した１４件については平成１５年度以前に不服申立てがあり平成１６年度に手続が及んだもの、審査中のうち２件については平成１５年度に不服申立てがあり平成１６年度以降に手続が及んだもの

3　公文書任意開示申出の件数及び処理の状況　（単位　件）

実施機関	開示申出件数	処理の状況					取下げ
		開示	一部開示	非開示	不存在	処理中	
知事	20	1	14	0	4	1	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
人事委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0
労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
収用委員会	0	0	0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
合計	21	1	15	0	4	1	0

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号
平成十七年一月十四日第七四－一一一号

二　検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年五月二十四日第六二三六号
公共施設に関する工事の検査済証　平成十七年五月二十四日第三六七八号

三　開発区域に含まれる地域
天理市櫟本町二七七〇番地ノ五、二七八四番地ノ一一の一部、二七八四番地ノ八二の一部、二八〇三番地ノ一八の一部及び二八〇三番地ノ一九

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
天理市田町一三二番地ノ二
株式会社ホームトゥエンティワン　代表取締役　吉川徳彦

五　公共施設の種類、位置及び区域
道路　天理市櫟本町二七七〇番地ノ五、二七八四番地ノ一一の一部、二七八四番地ノ八二の一部及び二八〇三番地ノ一九の一部

一　許可番号
平成十七年二月二十二日第七四－一七二号

二　検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年五月二十日第六二三二号

三　開発区域に含まれる地域
1　大和高田市大字神楽二七八番地ノ二、二八〇番地ノ一及び二八一番地ノ三の各一部
2　大和高田市大字神楽二七八番地ノ二、二八〇番地ノ一、二八〇番地ノ二及び二八一番地ノ三の各一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
1　大阪市中央区南本町三丁目一〇番地ノ五
株式会社ぎゅあん　代表取締役　織岡陽一郎
2　東京都港区港南二丁目一八番地ノ一　ＪＲ品川イーストビル
株式会社ゼンショー　代表取締役　小川賢太郎

一　許可番号
平成十七年四月四日第七四－一九五号

二　検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年五月二十四日第六二三五号

三　開発区域に含まれる地域
吉野郡大淀町大字北野八五番地ノ一

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山県橋本市三石台三丁目二九番地ノ二－六〇四
仙度緑

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

平成十七年五月三十一日

奈良県知事　柿　本　善　也

一　許可番号
平成十七年二月二十五日郡土第三－四四号
平成十七年四月十三日郡土第三－四四－一号

二　検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証　平成十七年五月十日郡土第三九二号
公共施設に関する工事の検査済証　平成十七年五月十日郡土第一二一号

三　開発区域に含まれる地域
生駒郡斑鳩町龍田西五丁目一二一九番地ノ一の一部

四　開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市五位堂六丁目五八番地ノ一
山本工務店　代表者　山本勝康

五　公共施設の種類、位置及び区域

道路　生駒郡斑鳩町龍田西五丁目一一一九番地ノ一の一部

下水道　生駒郡斑鳩町龍田西五丁目一一一九番地ノ一の一部

奈良県営競輪場で使用する電気の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

なお、この公告による調達は、世界貿易機関（ＷＴＯ）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものです。

平成１７年５月３１日

奈良県知事　柿　本　善　也

第１　競争入札に付する調達の内容

１　入札物件

奈良県営競輪場で使用する電気

予定使用電力量　１，７４０，０００キロワット時

２　入札物件の数量及び特質

入札説明書によります。

３　納入期間

平成１７年１０月１日から平成１８年９月３０日まで

４　納入場所

奈良市秋篠町９８

奈良県営競輪場

５　入札方法

入札は、総計金額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の１０５分の１００に相当する金額を入札書に記載してください。

第２　競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たすものが、この入札に参加することができます。

⑴　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

⑵　奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

⑶　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和２７年法律第１７２号）第３０条第１項又は第２項の規定による更正手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

⑷　平成１２年３月３１日以前に民事再生法（平成１１年法律第２２５号）附則第２条による廃止前の和議法（大正１１年法律第７２号）第１２条第１項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

⑸　平成１２年４月１日以後に民事再生法第２１条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

⑹　奈良県物品購入等に係る競争入札参加資格のうち、営業種目Ｊ２のガス類その他（電力の供給）に関する登録をしているものであること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行ってください。

〒６３０－８５０１

奈良市登大路町３０番地

奈良県出納局総務課用度係（県庁主棟１階）

電話番号（代表）０７４２－２２－１１０１　内線４７１８

⑺　電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第３条第１項の規定により一般電気事業の許可を受けている者又は同法第１６条の２第１項の規定による届出をした

者であること。

第３　契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称、所在地等

〒６３１－０８１１

奈良市秋篠町９８

奈良県営競輪場庶務課

電話０７４２－４５－４４８１

第４　入札手続等

１　入札説明書の交付期間及び交付場所等

⑴　交付期間　平成１７年５月３１日（火）から同年６月２１日（火）まで（日曜日及び土曜日を除きます。）の午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除きます。）。ただし平成１７年６月２１日においては、午後４時までとします。

⑵　場所　第３に同じ。

⑶　費用　無償

２　競争入札参加資格の確認

この物件の入札に参加しようとする者は、知事が定める競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり知事に提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。なお、期限までに申請書等を提出しない者、又は競争入札の参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

⑴　提出期間　平成１７年６月２０日（月）及び同月２１日（火）の午前１０時から午後４時まで（正午から午後１時までを除きます。）

⑵　提出場所　第３に同じ。

⑶　提出部数　各１部

⑷　提出方法　持参に限ります。

⑸　作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とします。

３　入札説明会の開催及び仕様書の閲覧

第４の２の手続により競争入札の参加資格の確認を受けた者に対し、入札説明会を開催します。なお、その際仕様書を閲覧していただきます。

⑴　日時　平成１７年６月２８日（火）　午前１０時

⑵　場所　奈良市秋篠町９８　奈良県営競輪場東棟２階会議室

４　入開札の日時及び場所

⑴　日時　平成１７年７月１４日（木）　午前１０時

⑵　場所　奈良市秋篠町９８　奈良県営競輪場東棟２階会議室

５　郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便としてください。また、入札書は二重封筒とし、表封筒に「平成１７年７月１４日開札奈良県営競輪場で使用する電気の調達に係る入札書在中」と朱書するとともに、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、奈良県営競輪場庶務課長あての親展として平成１７年７月１３日（水）までに第３に定める場所へ到着するようにしてください。

第５　その他

１　契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

２　入札保証金及び契約保証金

奈良県契約規則（昭和３９年５月奈良県規則第１４号）に定めるところによります。

３　入札者に要求される事項

⑴　入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

⑵　代理人をもって入札する場合は、委任状を入札前に提出してください。

⑶　入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

４　入札の無効

第２に定める競争入札に参加する資格のない者のした入札、競争入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札説明書交付時に配布する国際競争入札心得に示した入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

５　契約書作成の要否

要します。

６　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7　調達手続の停止等

この調達に関する苦情の処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又は解除する場合があります。

8　手続における交渉の有無

無

9　その他

詳細は、入札説明書によります。

第6　Summary

1　Subject of Procurement:Electricity about 1,740,000kWh to use at Nara Prefectural Bicycle Race Track

2　Time Limit of Tender (by hand) : 10:00 a.m. on July 14,2005

3　Time Limit of Tender (by mail) : July 13,2005

4　For further information,please contact : General Affairs Section, Nara Prefectural Bicycle Race Track, 98 Akishino-cho, Nara City, Nara Pref. 631-0811, JAPAN
Tel: 0742-45-4481

物品等又は役務の調達について、落札者等を次のとおり公示します。

平成１７年５月３１日

奈良県知事　柿　本　善　也

1　随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量

奈良県立医科大学附属病院オーダリングシステムの運用及び保守業務の委託

2　契約に関する事務を担当する部課等の名称及び所在地

奈良県福祉部健康安全局医大・病院課

奈良市登大路町３０番地

3　随意契約の相手方を決定した日　平成１７年４月１日

4　随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ハルク

札幌市中央区北五条西２丁目５番地

5　随意契約に係る契約金額　月額１０，１３９，７４５円

6　契約の相手方を決定した手続

随意契約による。

7　随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第３７２号）第１０条第１項第１号該当

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年五月三十一日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白　井　皓　喜

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
更谷よしき後援会	栗栖規	中前公夫	吉野郡十津川村大字平谷四七二	平成十七年四月四日
嶋崎光博後援会	村井孝夫	寺田俊一	大和郡山市小泉町一八八五－一－一	平成十七年四月四日
中西秀義後援会	大柚修	前田耕作	宇陀郡榛原町大字額井一〇六八	平成十七年四月五日

芳岡一夫後援会	井上源一	竹田一雄	宇陀郡大宇陀町山口一五五	平成十七年四月七日
稲垣正後援会	杉野文隆	辻井勉	奈良市月ヶ瀬石打八三一	平成十七年四月十一日
徳政会	大西宏	西山武	宇陀郡榛原町萩原二四五五－八	平成十七年四月十一日
辰巳宗弘を励ます会	内野太恵	辰巳好嗣	高市郡高取町車木二三九	平成十七年四月十二日
変えよう天理！元気ネット	諸井英二	源隆光	天理市河原城町八四一	平成十七年四月十三日
あたたかい大淀町をつくるみんなの会	上垣公俊	岸本正一	吉野郡大淀町下渕一〇二三－三	平成十七年四月十八日
うえだ順作後援会	水本親夫	嶋田憲三	吉野郡大淀町下渕八八七－二	平成十七年四月二十二日
西川たかお後援会	杉井喜彦	森川直雄	大和郡山市額田部北町五五〇－八	平成十七年四月二十五日
北良晃後援会	甲谷浩一	上田嘉明	奈良市都祁甲岡町一〇六	平成十七年四月二十六日
政策グループ明日	冨野孝之	中井俊明	大和郡山市小林町	平成十七年四月
の郡山を考える会			西三－七－六	二十七日
吉本文孝を育てる会	吉本正子	吉本正子	奈良市荻町四五六	平成十七年四月二十八日
奈良県鍼灸師連盟	笹岡吉一	柿内衛	奈良市東城戸町四六	平成十七年四月二十八日
東久保耕也後援会	大谷巌	相和光郎	奈良市月ヶ瀬桃香野三五五二－五	平成十七年四月七日

奈良県選挙管理委員会告示第十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年五月三十一日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白　井　皓　喜

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党王寺町支部	会計責任者	吉田進亮	稲葉勇二	平成十七年四月四日
自由民主党奈良県白鳳未来支部	会計責任者	田野瀬太道	櫻本和子	平成十七年四月六日
自由民主党奈良県	会計責任者	田野瀬太道	櫻本和子	平成十七年四

第四選挙区支部				
自由民主党奈良県環境保全支部	主たる事務所の所在地	葛城市南花内二二五－一	北葛城郡新庄町南花内二二五－一	平成十七年四月七日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
月ヶ瀬柿本よしや後援会	政治団体の名称	月ヶ瀬柿本よしや後援会	月ヶ瀬村柿本よしや後援会	平成十七年四月四日
橿原たのせ会今井支部	会計責任者	薮佳英	森本平雄	平成十七年四月六日
橿原たのせ会青雲会	代表者	太田克	吉田勝亮	平成十七年四月六日
五條たのせ会大阿太支部	代表者	橋田正俊	中西宏明	平成十七年四月六日
五條たのせ会岡口支部	代表者	上田平信	森本安雄	平成十七年四月六日
五條たのせ会青雲会	会計責任者	山田佳津子	吉野公浩	平成十七年四月六日
桜井たのせ会上之郷支部	代表者	西村清	石原秀起	平成十七年四月六日
桜井たのせ会纒向支部	代表者	川端建司	龍見昭	平成十七年四月六日
たのせ良太郎後援会	会計責任者	田野瀬太道	櫻本和子	平成十七年四月六日
御杖たのせ会	代表者	岡田朗	木之本庄司	平成十七年四月六日
室生たのせ会	代表者	粉川博好	篭嶋繁雄	平成十七年四月六日
山添たのせ会	代表者	吉谷一夫	井澤政弘	平成十七年四月六日
吉野たのせ会	会計責任者	水本嘉一	山中安夫	平成十七年四月六日
辰巳宗弘を励ます会	会計責任者	辰巳好嗣	皆巳仁一	平成十七年四月十二日
田原清孝後援会	会計責任者	杉本芳繁	大谷好純	平成十七年四月十三日
墨田頼美を育てる会	代表者	神谷定秋	辰巳博義	平成十七年四月十八日
いちばんのふるさとを創る会	主たる事務所の所在地	大和郡山市柳三－三二	大和郡山市矢田山町一五－八	平成十七年四月二十一日

「いちばん」の会	主たる事務所の所在地	大和郡山市柳三―三二	大和郡山市矢田山町一五―八	平成十七年四月二十一日
上田清後援会	主たる事務所の所在地	大和郡山市柳三―三二	大和郡山市矢田山町一五―八	平成十七年四月二十一日
岡本惠史後援会	主たる事務所の所在地	大和郡山市小林町西三―七―六	大和郡山市筒井町七四五―二	平成十七年四月二十六日
	会計責任者	中井俊明	戒井清子	
田中信好後援会		石谷清		平成十七年三月三十一日
奈良県こにし恵一郎薬剤師後援会		七海朗		平成十六年十二月三十一日
芳岡一夫後援会		黒川重之		平成十年三月三十一日
吉川勝義後援会		清水正一		平成十七年四月二十日

奈良県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年五月三十一日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白　井　皓　喜

（政党の支部）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党奈良県厚生支部	杉森弘之亮	平成十七年三月三十一日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
辰巳宗弘を励ます会	内野太恵	平成十七年四月十二日

奈良県選挙管理委員会告示第十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定により、公職の候補者から同条第二項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十七年五月三十一日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白　井　皓　喜

公職の候補者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
上田清	いちばんのふるさとを創る会	主たる事務所の所在地	大和郡山市柳三―三二	大和郡山市矢田山町一五―八	平成十七年四月二十一日

奈良県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、天川村選挙管理委員会及び桜井市選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年五月三十一日

奈良県選挙管理委員会
委員長　白井皓喜

名称	所在地
村立体育館	吉野郡天川村洞川四〇〇番地
ふるさとセンター「つどい」	吉野郡天川村籠山一〇〇番地
塩野地区集会所	吉野郡天川村塩野七七四番地の二
桜井市赤尾地区コミュニティ集会所	桜井市大字赤尾三二九番地の一

内水面漁場管理委員会公告

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十七条の規定による第五種共同漁業権に係る平成十七年度漁業権者別増殖目標数を次のとおり定めたので公示します。

平成十七年五月三十一日

奈良県内水面漁場管理委員会会長　御勢久右衛門

免許番号	漁業権者	魚種名	増殖目標数kg（尾）
奈内共第一号	十津川村漁業協同組合	あゆ	三、〇四〇（六〇八、〇〇〇）
		あまご	五一三（一七一、〇〇〇）
		うなぎ	（七九一）
奈内共第二号	十津川村漁業協同組合	こい	〇（〇）
		ふな	九〇（三、〇〇〇）
奈内共第三号	十津川村漁業協同組合	にじます	九〇（）
奈内共第四号	十津川村漁業協同組合 大塔村漁業協同組合	あゆ	三四〇（六八、〇〇〇）
奈内共第五号	十津川村漁業協同組合 大塔村漁業協同組合	あまご	一〇七（一九、〇〇〇）
		うなぎ	（二〇九）
奈内共第六号	大塔村漁業協同組合	こい	〇（〇）
		ふな	一〇〇（三、三三三）
奈内共第七号	天川村漁業協同組合	あゆ	一、七〇〇（三四〇、〇〇〇）
		あまご	三、四〇〇（三四〇、〇〇〇）
		うなぎ	（一、〇〇〇）
		いわな	産卵床造成
奈内共第八号	天川村漁業協同組合	にじます	一、五〇〇（）

奈内共第九号	天川村漁業協同組合	こい	○（　　○）	
奈内共第十号	天川村漁業協同組合	こい	○（　　○）	
奈内共第十一号	下北山村漁業協同組合	あゆ	四三〇（八六、〇〇〇）	
		あまご	七六（一五、三〇〇）	
		うなぎ	（一、一六七）	
奈内共第十二号	下北山村漁業協同組合	こい	○（　　○）	
		ふな	一〇（三三三）	
奈内共第十三号	下北山村漁業協同組合	あゆ	六八〇（一三六、〇〇〇）	
	上北山村漁業協同組合	うなぎ	（三三三）	
奈内共第十四号	下北山村漁業協同組合	あまご	八八八（八九、七〇〇）	
	上北山村漁業協同組合			
奈内共第十五号	下北山村漁業協同組合	こい	○（　　○）	
	上北山村漁業協同組合	ふな	九〇（三、〇〇〇）	
奈内共第十六号	野迫川村漁業協同組合	あまご	五三〇（五三、〇〇〇）	

奈内共第十七号	野迫川村漁業協同組合	にじます	一六〇（　　）	
奈内共第十八号	野迫川村漁業協同組合	あまご	五〇（五、〇〇〇）	
奈内共第十九号	五條市漁業協同組合	あゆ	一、二〇〇（二四〇、〇〇〇）	
		あまご	九〇（九、〇〇〇）	
		うなぎ	（七〇〇）	
		こい	○（　　○）	
奈内共第二十号	吉野漁業協同組合	あゆ	八、三〇〇（一、六六〇、〇〇〇）	
		こい	○（　　○）	
		うなぎ	（一、〇〇〇）	
奈内共第二十一号	吉野漁業協同組合	あまご	六五〇（六五、〇〇〇）	
奈内共第二十二号	吉野漁業協同組合	あまご	五〇（五、〇〇〇）	
奈内共第二十三号	吉野漁業協同組合	あまご	一〇〇（一〇、〇〇〇）	
奈内共第	川上村漁業協同組合	あゆ	三〇〇（六〇、〇〇〇）	

二十四号		あまご	五〇〇（五〇、〇〇〇）	
		うなぎ	（一四〇）	
奈内共第二十五号	川上村漁業協同組合	にじます	二〇〇（　））	
奈内共第二十六号	川上村漁業協同組合	あゆ	四〇〇（八〇、〇〇〇）	
		あまご	五〇〇（五〇、〇〇〇）	
		うなぎ	（一五〇）	
奈内共第二十七号	川上村漁業協同組合	にじます	八〇〇（　））	
奈内共第二十八号	川上村漁業協同組合	にじます	五〇（　））	
奈内共第二十九号	川上村漁業協同組合	あゆ	一五〇（三〇、〇〇〇）	
		あまご	二〇（二、〇〇〇）	
		うなぎ	（三〇）	
奈内共第三十号	川上村漁業協同組合	あゆ	一五〇（三〇、〇〇〇）	
		あまご	二〇（二、〇〇〇）	
		うなぎ	（三〇）	

奈内共第三十一号	川上村漁業協同組合	あまご	一五、〇〇〇粒	
奈内共第三十二号	西吉野村漁業協同組合	あゆ	七二〇（一四四、〇〇〇）	
		うなぎ	（七〇〇）	
奈内共第三十三号	西吉野村漁業協同組合	あまご	一一〇（一一、〇〇〇）	
奈内共第三十四号	西吉野村漁業協同組合	あまご	一〇（一、〇〇〇）	
奈内共第三十五号	丹生川漁業協同組合	あゆ	九〇〇（一八〇、〇〇〇）	
		うなぎ	（三五〇）	
奈内共第三十六号	黒滝川漁業協同組合	あゆ	四〇〇（八〇、〇〇〇）	
		あまご	八八〇（八八、〇〇〇）	
		うなぎ	（三五〇）	
奈内共第三十七号	津風呂湖漁業協同組合	あゆ	一〇（二、〇〇〇）	
		うなぎ	（七〇〇）	
奈内共第三十八号	津風呂湖漁業協同組合	こい	〇（〇）	

	ふな	四、〇〇〇（一三三、三三三）		
奈内共第三十九号	あゆ	二、八〇〇（五六〇、〇〇〇）	東吉野村漁業協同組合	
	あまご	一、七〇〇（一七〇、〇〇〇）		
	うなぎ	（七〇〇）		
奈内共第四十号	にじます	二〇〇（　）	東吉野村漁業協同組合	
奈内共第四十一号	あゆ	三七〇（七四、〇〇〇）	月ヶ瀬村漁業協同組合 波多野漁業協同組合 五月川漁業協同組合	
奈内共第四十二号	こい	〇（〇）	月ヶ瀬村漁業協同組合 波多野漁業協同組合 五月川漁業協同組合	
	ふな	三五〇（一一、六六七）		
奈内共第四十三号	あまご	七〇（七、〇〇〇）	波多野漁業協同組合	
奈内共第四十四号	こい	〇（〇）	波多野漁業協同組合	
	ふな	三〇（一、〇〇〇）		
奈内共第四十五号	あゆ	二二〇（四四、〇〇〇）	御杖村漁業協同組合	
	あまご	三五（七、〇〇〇）		

奈内共第四十六号	うなぎ	（七〇〇）	布目川漁業協同組合	
	にじます	四八〇（　）		
奈内共第四十七号	こい	〇（〇）	布目川漁業協同組合	
	ふな	二、五〇〇（八三、三三三）		
	わかさぎ	四〇、〇〇〇千粒		
奈内共第四十八号	あゆ	七〇（一四、〇〇〇）	豊里漁業協同組合	
	こい	〇（〇）		
奈内共第四十九号	あゆ	四〇〇（八〇、〇〇〇）	室生漁業協同組合	
奈内共第五十号	あまご	一〇〇（一〇、〇〇〇）	室生漁業協同組合	
奈内共第五十一号	こい	〇（〇）	室生漁業協同組合 宇陀川漁業協同組合	
	ふな	三〇〇（一〇、〇〇〇）		
奈内共第五十二号	あゆ	四〇（八、〇〇〇）	宇陀川漁業協同組合	
奈内共第五十三号	あゆ	四八〇（九六、〇〇〇）	曽爾村漁業協同組合	
	あまご	一〇〇（六、〇〇〇）		

平成十七年五月十三日付け奈良県公報第千六百六十八号正誤表

ページ	段	行	誤	正
十二	下	二十五	すきやまの会	すきやきの会

正誤

奈内共第五十四号	御杖村漁業協同組合	あゆ	一〇〇（二〇、〇〇〇）
		あまご	三五（七、〇〇〇）
奈内共第五十五号	大和川水域河川漁業協同組合	こい	〇（〇）
		ふな	三〇〇（一〇、〇〇〇）
奈内共第五十六号	初瀬川水域漁業協同組合	あゆ	六〇（一二、〇〇〇）
奈内共第五十七号	初瀬川水域漁業協同組合	あまご	二四（四、八〇〇）
奈内共第五十八号	天川村漁業協同組合	にじます	五〇（　）

【定　価】　一か月　二千三百円　一部売り　一枚につき三十円（共に、送料別）

発　行
奈　良　県
奈良市登大路町三〇
電話　〇七四二―二二―一一〇一㈹

印　刷
株式会社　春　日
奈良市三条栄町九―一八
電話　〇七四二―三五―七二二二㈹

本誌は再生紙を使用しています。